

第五次宇多津町 行政改革大綱

【平成31年度～平成35年度】

宇多津町

目 次

第1章 行政改革の基本となる考え方	1
(1) 行政改革の必要性	1
第2章 宇多津町の現状と課題	2
(1) 将来人口	2
(2) 地域別人口	3
(3) 財政状況	4
第3章 行政改革大綱の策定	5
(1) 大綱策定の趣旨	5
(2) 推進期間	5
(3) 推進体制	5
第4章 行政改革の基本方針	6
基本方針1 将来に責任を持つ財政基盤の確保	7
(1) 自主財源確保等による財政の健全化	7
(2) 将来を見据えた施設管理	7
基本方針2 簡素で効率的な行政経営の実現	7
(1) 事務事業の見直し	7
(2) 公正の確保と透明性の向上	7
(3) 電子自治体の推進	8
基本方針3 町民協働によるまちづくりと町民サービスの向上	8
(1) 住民との協働の推進	8
(2) 住民サービスの向上	8
(3) 地域と学校の連携強化	8
基本方針4 職員が育ち活躍できる組織体制の構築	9
(1) 人材の育成と活用	9
(2) 定員管理の適正化	9
(3) 職員の健康管理の推進	9
(4) ワーク・ライフ・バランスの推進	9

第1章 行政改革の基本となる考え方

(1) 行政改革の必要性

本町では、平成25年度に、第四次宇多津町行政改革大綱と実施計画を定め、～変えます。「住民目線による地宝創出を目指して」～のテーマのもとに、「住民目線を重視した行政サービスの向上」を図る質の追求と「簡素で効率的・効果的な行政経営」を図る量の追及の2つの基本方針を定め行政改革を進めてきたところです。

本町の将来的な財政見通しは、税収の大幅な増加は見込めず、歳入は減少又は横ばいと予想されています。一方、歳出は道路、建物等既存公共施設の維持管理費や社会保障関連の扶助費の増加が見込まれ、今後は厳しい財政状況が続いていくと予想されています。本町が今後も各種の行政サービスを維持・向上していくためには、歳入の確保と行政コストの削減によるより一層の財源の効率的・効果的な運用が必要です。

また、現代の大きな潮流となっている地方分権は、行政の権限を町民に身近な地方自治体にできるだけ移し、地域自らがその実情に応じた行政を展開できるように求めており、これからの地方自治体には、自らの責任と判断で進むべき方向を決め、地域の実情に即した行政サービスを自らが実行することができる体制の整備と人材の育成等行政能力の一層の向上が求められています。

さらに、民間と行政の間においても、住民団体・NPO（非営利事業体）・企業等の民間の活力を公共分野に積極的に導入するなど民間との協働をより一層推進していくことが必要となっています。

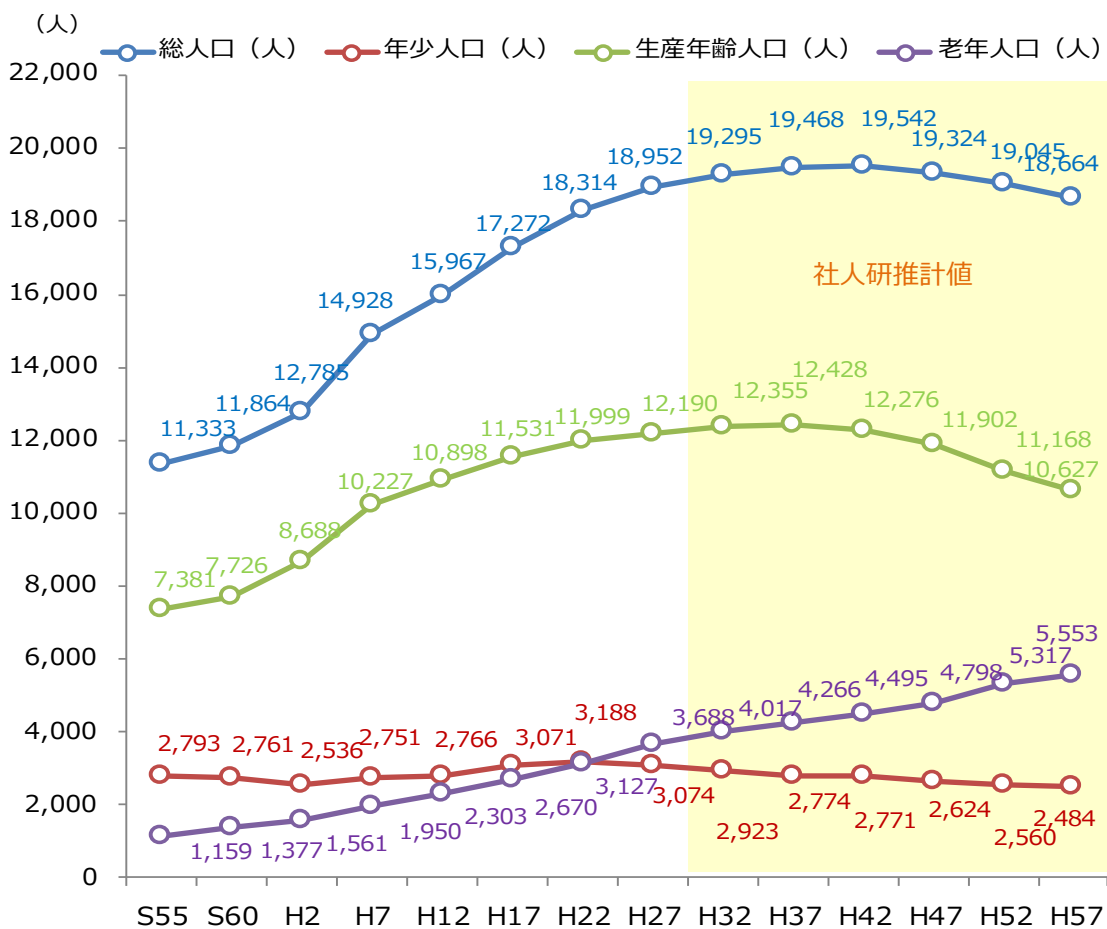
こうした動向に的確に対応し、持続的な発展を遂げる宇多津町を築き上げていくためには、行政改革を不断に押し進め、自立（町民の参画と協働、経営手法の導入などによる行財政運営の仕組みの確立）したまちづくりを進めていかなければなりません。

第2章 宇多津町の現状と課題

(1) 将来人口

我が国においては、少子高齢化が進み既に人口減少が始まっている中、本町の人口は現時点では増加を続けていますが、平成42年を境に減少すると予測されています。平成22年時において老年人口と年少人口が逆転し、それ以降少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少から本町への経済的な影響や地域力の低下が懸念されるとともに福祉など社会保障に係る負担の増大が見込まれます。

年齢区分別人口と将来推計



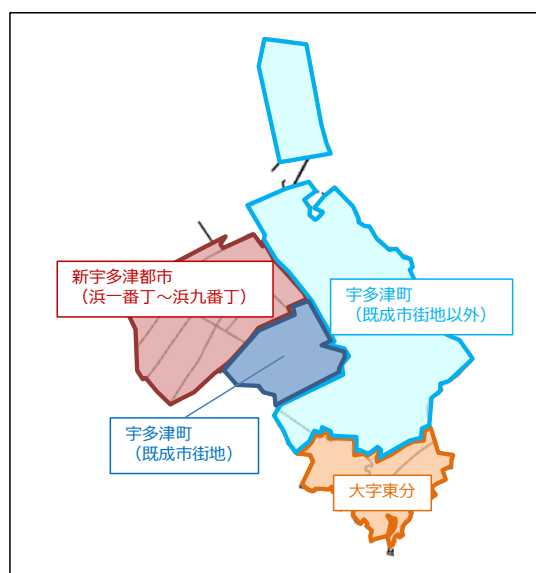
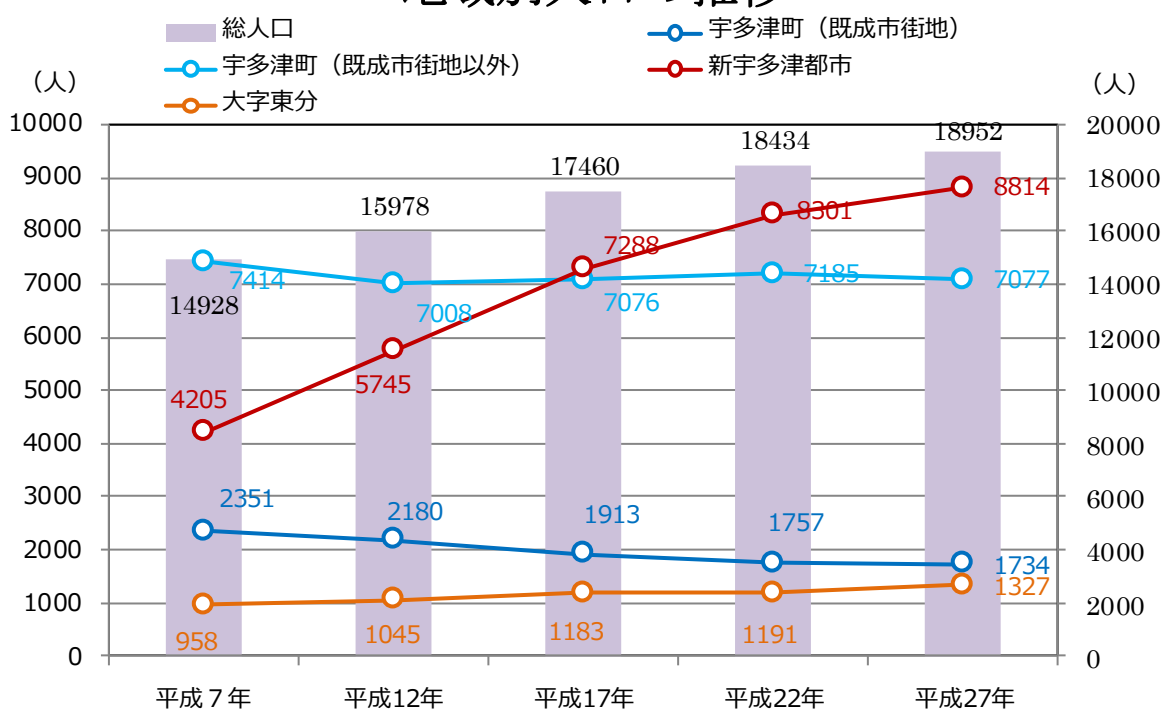
注記：平成27年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、平成32年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータに基づく推計値（『日本の地域別将来推計人口』
国勢調査において年齢不詳の人口は除く

(2) 地域別人口

本町の総人口は増加していますが、その内訳を地域別に見てみると、平成3年の土地区画整理事業によって新たに宅地が造成された新宇多津都市地域が本町の人口増加の大きな要因となっていました。また、近年大字東分地域において、水田の宅地化による戸建て住宅の建設が進み人口が増加傾向にあります。一方、既成市街地においては、少子高齢化に歯止めがかからず人口は減少傾向にあり今後も人口が減少していくものと予測されます。

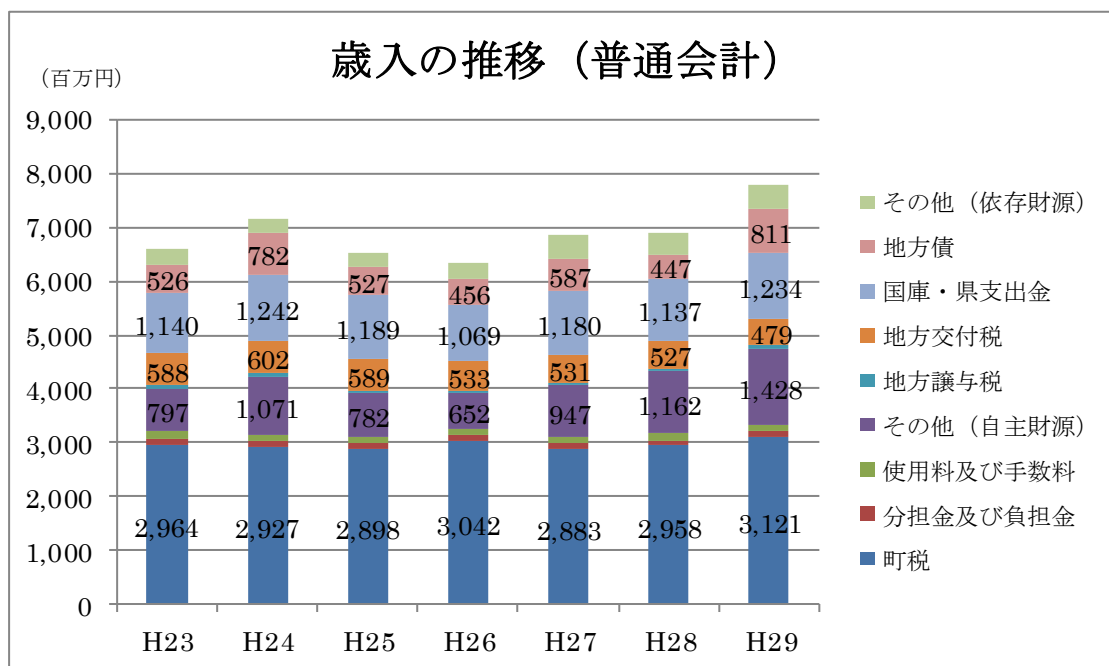
新宇多津都市地域の都市の熟成が進む後は、これまでのような大幅な人口の増加は見込めないものと予測されます。

地域別人口の推移

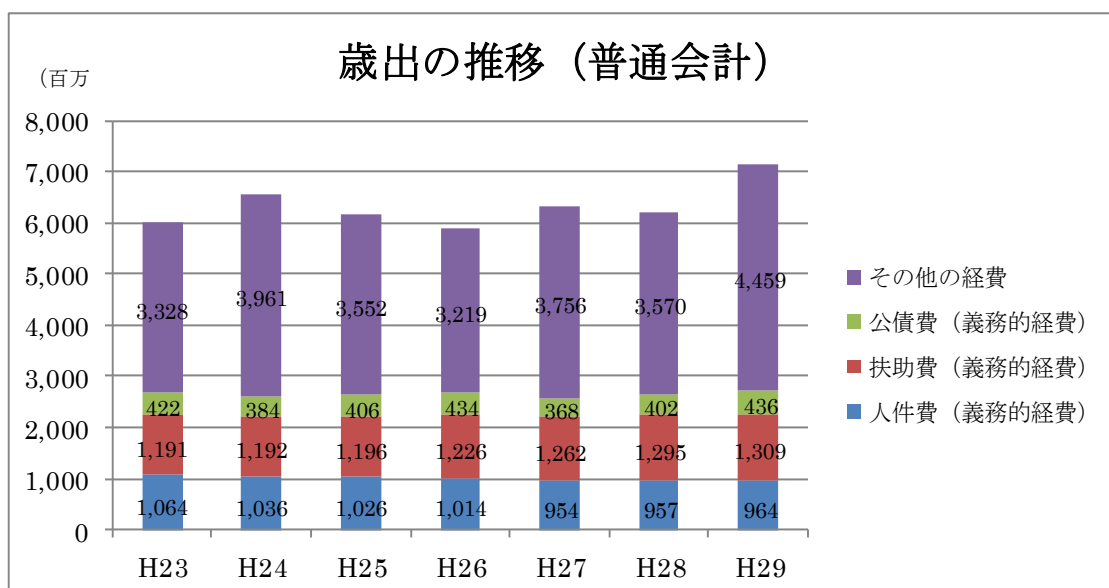


(3) 財政状況

本町の歳入の財政状況を見てみますと、町税をはじめとする自主財源比率は60%前後で推移しており、高い水準を維持しています。しかしながら今後は、本町歳入の根幹である町税の内の固定資産税は、地価の下落は落ち着きつつあるものの、家屋の評価替えや家屋の経年減価による減収が、また、町民税も生産年齢人口の減少による減収が見込まれます。



歳出の状況は、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、横這いで推移しています。今後は、庁舎などの改修に伴い借り入れた町債の償還金や老年人口の増加による扶助費といった義務的経費の増加、公共施設の老朽化に伴う大規模修繕・更新経費の負担が見込まれています。



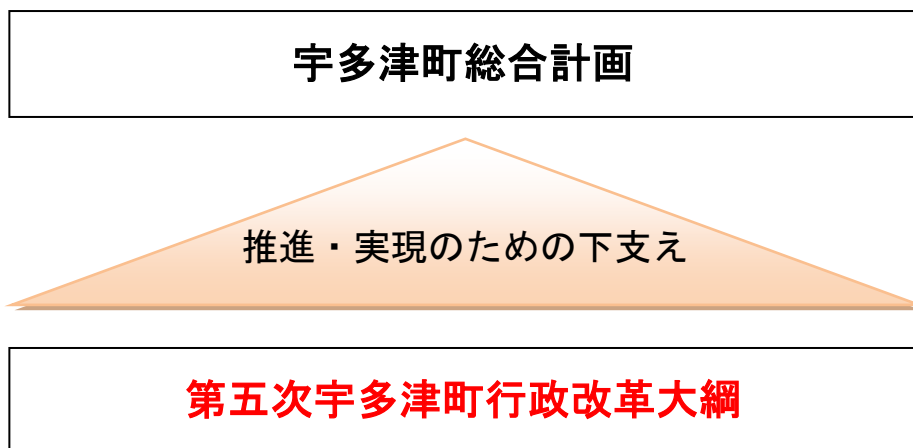
第3章 行政改革大綱の策定

(1) 大綱策定の趣旨

“元気創造！ これからも自立する 宇多津” 宇多津町総合計画に掲げる本町の将来像を推進するためには、きめ細かな行政サービスの展開や効果的な基盤整備を進めるとともに、厳しい財政状況の中においても、安定した行政サービスを提供できるよう行政の効率化を旺盛に進めていく必要があります。その行政改革の指針として、本大綱を策定するものです。

行政改革の推進においては、民間企業と同様に、スピード、住民志向、成果志向、コスト意識を徹底し、魅力あるまちづくりを進め、町民サービスの向上を図るとともに、地方分権の時代にふさわしい行政システムの確立を図らなければなりません。

従って、本大綱は、単なる歳出の削減や収支のバランスの均衡を図ることだけではなく、職員自らの創意により策定し、町民の理解を得るとともに、町議会との連携を保ちながら、今日的な課題と多様化する町民ニーズに対応できる、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない質の高い行政サービスを提供するための指針とします。



(2) 推進期間

この行政改革大綱による行政改革の推進期間は、宇多津町総合計画の終了に合わせて、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

(3) 推進体制

この大綱に基づき、具体的な取組項目を定め、ローリング方式により見直しを行いながら進捗管理を行います。進捗管理及び調整は、町長を本部長とする各課長で構成する「行政改革推進本部」を中心として行います。

第4章 行政改革の基本方針

国が進める地方分権改革では、市町村は住民に身近な行政として、自主的かつ総合的に広く地域行政を担うことが求められています。

本町の将来に負担を残さないためには、長期的なシミュレーションに基づき町有財産や町債の管理、財政の弾力化により投資的経費の創出を図り、「現状対策型の行政運営」から「長期的な視野に立った将来投資型の行政経営」への転換を目指します。

それらを下支えする仕組みづくりとして、町民と協働でできる行政サービスの実現、効果的・効率的な行政経営システムの構築を基本視点に、次の4つの基本方針を定め全職員が協力して推進していくこととします。

- 基本方針1 将来に責任を持つ財政基盤の確保
- 基本方針2 簡素で効率的な行政経営の実現
- 基本方針3 町民協働によるまちづくりと町民サービスの向上
- 基本方針4 職員が育ち活躍できる組織体制の構築

基本方針1 将来に責任を持つ財政基盤の確保

環境変化に対応しつつ、宇多津町の将来を担う町民に負担を残さないために、徹底した財務分析を行い、歳出削減・公債費の削減、自主財源の確保による財政の弾力化を進め、将来投資型の財政経営へ転換します。

(1) 自主財源確保等による財政の健全化

将来にわたる行政活動の自主性・安全性確保のために、中長期の財政需要の把握、地方公会計制度の積極的な活用、シミュレーション分析による町債管理、財務指標・財務諸表の公表、公共工事の適正化などの継続実施や町税等の収納率の更なる向上のため徴収体制を強化し、より一層の財政健全化を実現します。

(2) 将来を見据えた施設管理

公共施設については、各施設の維持管理コストや稼働状況を把握し「公共施設等総合管理計画」を基本方針として、維持管理費の削減や老朽化するインフラの計画的な更新を行い、将来を見据えたより良い有効活用に繋がります。また、施設の連携強化や機能分担による利活用と効率的な管理運営に努めます。

新たな公共施設の整備にあたっては、町民ニーズを的確に把握し、既存施設との機能分担、事業の効果や効率性、必要性などを総合的に勘案しながら整備を図ります。

基本方針2：透明性が高く効率的な行政経営の実現

社会・経済情勢の変化や多様化する町民ニーズに合った新たな組織のあり方として、限りある経営資源を活用して、スリムで強靱な行政運営を確立していきます。

(1) 事務事業の見直し

限られた経営資源の中で、複雑化・多様化する町民ニーズや新しい行政課題に的確かつ迅速に対応していくため、現在の住民参加による行政評価制度を有効に活用し、施策が時代に即した事業であるか、本当に町民にとって必要な事業であるかを検証し、初期の目的に照らし効果の薄れてきた事業など、PDCAサイクルによる事務事業の見直しを行います。

(2) 公正の確保と透明性の向上

行政が保有するさまざまな情報の提供にあたっては、町民の利用しやすい方法で、積極的かつわかりやすい提供に努め、町民と行政の情報の共有化を推進します。

また、情報公開条例や個人情報保護条例、行政手続条例などの適正な運用と個人情報の適切な管理に努め、行財政運営の公正性、透明性の向上を図ります。

(3) 電子自治体の推進

パソコンやスマートフォンの普及に伴う SNS の利用拡大など、近年飛躍的に発達している情報通信技術により、あらゆる分野において、インターネットを利用した情報発信・提供の充実を図ります。そして、マイナンバーの活用推進による業務の効率化とともに、町民の各種手続等利便性・サービスの向上を図ります。

一方で、情報システムに係る適切な安全管理措置の強化を図り、情報セキュリティの安全性を高めます。

基本方針3 町民協働によるまちづくりと町民サービスの向上

宇多津町では「日本一住みやすい町」の実現という目標を掲げ行政・町民・各種団体が、町の状況を共有し役割分担を行い、協働によるまちづくりを推進します。

(1) 住民との協働の推進

町民の求める豊かさが多様化する中で、町民一人ひとりの満足度が高いまちをつくるためには、町民と行政が一体となってまちづくりを進めることが求められます。

町民と行政が共通認識をもって相互の連携を図り、ともにまちづくりを担う協働型社会の実現を目指し、事務・事業について可能なものから協働体制の構築による実施に努めます。

(2) 住民サービスの向上

町民の求める豊かさが多様化する中で、従来の一方向的、画一的なサービスの提供だけでは、将来にわたり町民満足度の向上を図っていくことは困難です。

町民ニーズに迅速かつ的確に対応できる体制の整備やサービス水準の向上、事務処理の迅速化、マイナンバーカードを活用した各種申請・届出などの行政手続きの簡素化ができる環境の整備、コンビニを活用した税金・料金の納付など利便性の向上に取り組み、町民満足度の高いサービスの提供を目指します。

(3) 地域と学校の連携強化

地域における教育力の低下、家庭の孤立化など子どもたちを取り巻く環境の複雑化、困難化に社会総掛かりで対応することが求められています。未来の宇多津を担う子供たちの成長を地域とともに育てる学校を核とした地域づくりを推進し安全で安心して子育てが出来る環境づくりを推進します。

基本方針4 職員が育ち活躍できる組織体制の構築

人材育成基本方針に基づき、職員資質の向上を図り、一人ひとりの可能性や能力を最大限に引き出すための人づくりを進めます。

(1) 人材の育成と活用

各職場における組織目標を提示し、目的意識を共有しコミュニケーションを図る中で、改善・改革意識の醸成を図る風通しの良い組織風土づくりに努め、組織の中で能力を最大限発揮できる環境づくりを推進します。

また、職員のやる気を促し意欲を高めるために、人材育成基本方針のもと、人事評価制度や研修制度の運用により公務員倫理感の高い使命感溢れる人材の育成を図ります。

(2) 定員管理の適正化

組織内の業務の内容や量を的確に把握し、職員の再任用や民間における優れた専門的知識や経験を有する職員の採用とともに、今後創設される会計年度任用職員らの人材をバランスよく配置し活用することで、少数精鋭による行政運営を行います。

(3) 職員の健康管理の推進

町民ニーズの多様化、事務の複雑化による業務量の増大や定数の抑制等から、職務をとりまく状況が厳しさを増す中、職員の精神的疾患への対策が重要になってきています。このような状況の中、ストレスチェックや産業医の活用による健康管理に取り組み職場環境の改善を図ります。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

職員の価値観やライフスタイルの変化による共働き世帯が増加している中、労働時間短縮のため、仕事の進め方を改善し効率化を図るとともに職員の意識改革に取り組み、時間外勤務の削減や年次有給休暇の取得促進を図るなど働き方改革に取り組みます。

また、子育てなどの家庭生活や地域活動等の社会参加を積極的に促す職場環境づくりも進めていきます。